

---

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

議会事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（議会事務局長 新田徳彦君 議案朗読）

○議長（稲葉昭宏君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと教えてもらいたいです。人権擁護委員の範ちゅうというんですが、職務というんですか。それと、人権というのは、相談というのは、例えばこの直近の1年間くらいであったんですか。その辺を教えてくださいませんか。

○総務課長（山本秀樹君） 人権擁護委員の職務というのは、人権相談等で相談員として相談を受けて、問題解決のお手伝いをしたり、それから、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行うというようなものが職務でございます。

相談件数につきましては、窓口税務課長の方からお答えいたします。

○窓口税務課長（山本稲一君） 相談の件数につきましては、毎月1回相談の方を行っておりますけれども、だいたい1回相談を開きますとだいたい1人。ですから年間に10件、その程度になります。内容につきましては、秘密でございますので、私どもの方も内容につきましては、承知はしておりません。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（土屋清武君） この案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） ただいま土屋議員から質疑を終結し、討論を省略されたいとの動議がなされました。所定の賛同者がいますので、動議は成立いたしました。

本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を終結いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり適任と答申することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり適任と答申することに決しました。

暫時休憩します。

（午後 3時50分）

---